

令和元年度の法改正等

1 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

雇用保険法に規定する賃金日額が変更されたことに伴い、令和元年8月1日以後の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に係る給付上限相当額が、次のとおり変更された。

区 分		変更前	変更後
育児休業 手 当 金	取得開始から180日まで (支給率 67/100)	13,713円	13,832円
	181日目から (支給率 50/100)	10,234円	10,322円
介護休業 手 当 金	取得開始が平成28年8月1日以後 (支給率 67/100)	15,093円	15,230円

※支給率は、標準報酬日額に対する割合。

2 70歳以上の組合員及び被扶養者の外来療養に係る年間高額療養費について

長期間通院する組合員の経済的負担を軽減する観点から、前年8月1日から7月31日までの1年間の外来診療に係る自己負担（高額療養費及び一部負担金払戻金等の支給がある場合は、その支給額を控除した額）が144,000円を超えた場合、その超えた部分を「年間高額療養費」として支給することとなった。

【参考】

令和元年度の支給実績… 4件 107,614円（平成29年8月～令和元年7月分）

3 掛金率の改定について

(1) 短期給付に係る掛金率の改定

平成31年4月から、短期給付に係る掛金率が次のとおり引き下げられた。

平成31年3月まで	平成31年4月から
1,000分の44.51	1,000分の43.51

※短期の掛金率には、福祉財源として1,000分の1.41を含む。

(2) 介護納付金に係る掛金率の改定

平成31年4月から、介護納付金（40歳以上65歳未満の組合員が対象）に係る掛金率が次のとおり引き上げられた。

平成31年3月まで	平成31年4月から
1,000分の5.91	1,000分の6.75